

令和4年度 北見市一般廃棄物処理実施計画

北見市告示70号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和4年度の北見市一般廃棄物処理実施計画を定め、北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例第13条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年 4月 1日

北見市長 辻 直 孝

記

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
2. 処理区域 北見市全域
(北見自治区、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区)
3. 処理対象人口 113,500人
4. 処理計画量

(1) ごみ処理量

家庭系 一般廃棄物	燃 や す ご み 紙 お む つ 類	19,000 t
	燃 や さ な い ご み	2,440 t
	資 源 ご み	6,480 t
	有 害 ご み	80 t
	粗 大 ご み	2,100 t
	そ の 他	120 t
	小 計	30,220 t
事業系 一般廃棄物	燃 や す ご み	9,330 t
	燃 や さ な い ご み	350 t
	資 源 ご み	390 t
	粗 大 ご み	70 t
	そ の 他	0 t
	小 計	10,140 t
北 見 市 合 計		40,360 t
広域処理 一般廃棄物	燃 や す ご み	1,160 t
	燃 や さ な い ・ 粗 大 ご み	500 t
	資 源 ご み	240 t
	有 害 ご み	10 t
	小 計	1,910 t
合 計		42,270 t

※広域処理は訓子府町、置戸町、津別町

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿	3,050 kl
浄化槽汚泥	2,820 kl
合 計	5,870 kl

(3) 小動物死体処理量

道路等で死亡した犬、猫等小動物の死体	680 体
--------------------	-------

5. 排出抑制、資源化等の方策

第2次北見市一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

ごみ処理基本計画

施策1 ごみの発生・排出抑制のための行動実践

(1) 生ごみの発生抑制施策の推進

生ごみは水分が多く、重量比で燃やすごみのおよそ半分を占めていることから、水切りの励行やコンポスト等の利用による排出削減の啓発活動を継続する。

生ごみの「ひと絞り運動」を促進させるため、使用を希望する市民に水切り器や啓発資材を配布する。

また、生ごみに多く含まれる食品ロスの削減に繋がる普及啓発を進める。

(2) 生ごみの堆肥化による減量化の推進

生ごみ処理機・堆肥化容器への購入助成を行い、排出抑制をすすめ、生ごみの減量化に努める。

(3) レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進

レジ袋はごみ全体に対する量として少ないが、「マイバッグ運動」推進によりプラスチック製容器包装ごみの減量効果が期待できることから、啓発事業を実施する。

(4) 使い捨て製品の使用自粛の推進

使い捨て製品の利用を控え、リターナブルびんや詰替え容器の利用等によるごみ減量化について、市の広報やホームページ等を通じて効果的な利用事例等の啓発を行う。

(5) リユースの推進

町内会や子ども会等を中心に集団回収を推進するとともに、スマートフォンやタブレットのアプリケーション、フリーマーケット、リユースショップの活用等、自主的リユース活動の啓発に取り組む。

また、粗大ごみとして排出されたもののうち使用可能なものは、環境フェア「くるるん・きたみ」のほか、ホームページやアプリケーションを活用し、再利用を促進する。

(6) 事業者の取り組みの推進

食品リサイクル法による多量排出事業者や同法の対象とならない事業者の排出者責任による減量化、資源化のあり方について検討する。

(7) 減量化実践行動の紹介

市民や事業者が行っている4R活動の中で、効果が高く多くの人が継続して実施できる活動を紹介し、普及を図る。

(8) 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進

飲食店等における食品ロスの削減に向け、「北見市食べ残しゼロ協力店」や「北見市3010（ミント）運動」といった取り組みについて、市民や事業者へ普及啓発を進める。

施策2 分別・リサイクルの取り組みの推進

- (1) **資源回収ルートの利用促進**
町内会・自治会の団体等が自主的に資源物の回収を行う集団資源回収の取り組みを奨励する。
- (2) **廃食用油の有効活用**
廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料など、有効活用を図る。
- (3) **落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進**
落ち葉の腐葉土化講習会を開催する。また、堆肥化の方法を「北見市環境チャンネル」で配信することで、利用を促進する。
- (4) **小型家電リサイクル法の推進**
使用済み小型家電の適正処理と資源の有効活用を図るため、拠点回収事業を実施する。
- (5) **繊維リサイクルの推進**
繊維資源回収事業により、工業用ウエスや海外での再使用など、ごみ減量化やリサイクルを推進する。
- (6) **生ごみの減量化の検討**
今後の生ごみの処理のあり方について、処理施設の更新に合わせ、中長期的視点に立ち、堆肥化やメタン発酵等の処理技術の動向や生成物の有効活用方法等を踏まえ検討する。

施策3 事業系ごみの排出抑制・リサイクルの取り組みの促進

- (1) **事業者への関係法令の周知**
排出事業者に対し、産業廃棄物と一般廃棄物の適正な区分や減量化への啓発を行う。

施策4 環境教育と啓発活動による意識改革

- (1) **環境教育・研究などの推進**
次代を担う子ども達を対象とした環境教育事業「こども環境ウォッチング」や「環境学習夏休み特別教室」、一般市民を対象とした出前講座やリサイクル体験教室等を実施する。
また、その内容について「北見市環境チャンネル」で配信することで、環境保全や改善に関する啓発を行う。
- (2) **講演会・懇談会などの開催**
市職員による出前講座を実施し、4Rや適正処理に関する情報提供を行う。
- (3) **イベントの実施**
6月の環境月間にあわせて、全市民を対象とした「環境フェアくるるん・きたみ」を開催し、ごみの減量化やリサイクルの推進と環境保全意識の向上を図る。
- (4) **ごみの組成調査の実施**
家庭から出されるごみの組成を定期的に調査分析することにより、ごみの排出状況を把握する。また、適正排出、適正処理、ごみ減量化施策の基礎データとして活用し、各種施策に反映させる。
- (5) **情報発信の推進**
各事業における情報提供を北見市ホームページ、ごみ分別アプリ、北見市環境チャンネル等により行い、ごみの減量や適正処理に関する啓発を行う。

(6) 廃棄物減量等推進員制度の充実

生活環境の保全やごみの適正処理に関する活動意識を高めるため、情報交換会等を開催するとともに、推進員の拡充を図る。

(7) 転入者に対する周知・啓発

本市への転入者に、ごみの分別方法、ごみの削減やリサイクルの方法等を理解してもらうため、ごみ分別アプリの周知、分別収集の手引き及びチラシ、ごみカレンダーの配付や相談業務を行う。

施策5 安全と環境に配慮したごみ処理体制の確保

(1) 高齢化社会に対応した市民サービスの確保

高齢化等によりごみの分別や排出が困難な世帯の増加が見込まれることから、関係機関等と連携し、対象者にごみの戸別収集及び安否確認を行うことで、安心安全な生活の支援を実施する。また、今後増加が見込まれる一時的多量ごみの適正処理を進めるため、許可業者による収集運搬制度を実施する。

(2) 安全なごみ処理体制の確保

ごみ収集車や処理施設の火災を防止するため、スプレー缶・カセットボンベ・リチウムイオン電池等が混入された状態で排出しないよう、引き続き啓発活動を行う。また、在宅医療に伴う医療系ごみ等による事故防止のため、関係機関と連携を図り、適正分別の啓発活動を行う。

(3) 災害廃棄物の処理体制の確立

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、関係機関等と連携しながら災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の処理体制を確立する。

(4) ごみの広域処理の推進

関係機関等と連携し、本市の廃棄物処理施設において効率的かつ効果的なごみの広域処理について検討する。

(5) 野外焼却の防止

ごみの野外焼却は、有害物質の発生や、生活環境に影響を及ぼす恐れがあることから原則禁止されている。廃棄物の適正処理のため、関係部課と連携を図り、市民への周知に努める。

施策6 環境美化の推進

(1) 不法投棄の防止

不法投棄に対しては、警察等関係機関と連携してパトロールを実施する。多発地点には警告看板や監視カメラを設置するなど、未然防止に努める。

(2) ごみステーションの美化

廃棄物減量等推進員との連携を図り、パトロールの実施や啓発活動を強化し、ごみステーションの美化に努める。

(3) 共同住宅のごみ排出マナー対策

共同住宅におけるごみの分別・排出マナーの向上を図るため、共同住宅所有者や仲介業者等の協力を得ながら、ごみの分別・排出マナーの周知や働きかけを行う。

(4) 清掃活動への支援

地域における清掃ボランティア活動の促進を図るため、清掃ボランティア袋の無料配付を継続する。また、多量のボランティアごみが発生した場合には、清掃実施者や関係機関等の協力を得ながら、円滑な収集運搬を実施する。

施策7 環境負荷の少ない適正処理の推進

(1) 処理工程によるごみの減容化・資源化の推進

資源化が可能な金属類の選別や、破砕選別施設、資源化施設の適正な運転管理により資源化、減容化に努める。

(2) 熱エネルギーの有効利用

焼却施設から発生する余熱の有効利用に努める。

(3) 大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表

焼却施設の適正な運転管理により、大気汚染物質の排出抑制を継続して行い、ダイオキシン類の測定結果などの維持管理情報を公表する。

(4) 処理体制及び処理施設の整備

各自治区における処理体制及び処理施設における適正処理を継続し、関係法令に従い計画的に整備を行う。

(5) 最終処分場の延命化・整備

ごみの排出削減及びリサイクルにより、埋立処分量を削減し、最終処分場の延命化に努める。

(6) 周辺環境に配慮した最終処分場の管理・運営

適正な埋立方法によるごみの飛散防止や、浸出水の継続的な管理により、周辺の環境に配慮した管理を継続して行い、維持管理情報を公表する。

(7) 地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの管理

最終処分場から発生する温室効果ガスの調査を行い、適正な維持管理を継続する。

生活排水処理基本計画

適正な生活排水処理の推進

水洗化は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等に寄与することから、関係部局と連携しながら公共下水道への早期接続を啓発・指導する。

また、生活排水の集合処理が適さない区域については、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、設置者に適正な維持管理を啓発・指導する。

6. 排出及び処理方法

各自治区で発生した一般廃棄物は、市で定める排出方法や収集・運搬形態に従うほか、自ら各自治区の施設（「10. 処理施設」で掲げる施設）へ搬入し処理するものとする。ただし、全市並びに訓子府町・置戸町・津別町の燃やすごみは、すべて北見自治区の焼却施設で処理するものとする。

端野自治区の燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみは北見市廃棄物処理場で処理するものとする。

北見市留辺蘂町リサイクルセンター及び北見市外2町一般廃棄物最終処分場は、留辺蘂自治区、訓子府町、置戸町の資源ごみ、燃やさないごみ、粗大ごみを処理するものとする。ただし、プラスチック製容器包装は北見市プラスチック処理センターで処理するものとする。

全市並びに訓子府町・置戸町のし尿及び浄化槽汚泥は、北見地区スクラムミックスセンターへ投入後、北見市浄化センターで処理するものとし、常呂自治区の一部の浄化槽汚泥は、常呂終末処理場で処理するものとする。

全市で発生した一時多量ごみについては、自ら各自治区の施設へ搬入し処理するほか、許可業者へ収集運搬を委託するものとする。

ステーション収集する廃棄物の内、高齢者等ごみ出し支援対象世帯から排出されるものについては、週一回直営により戸別収集する。

(1) 北見自治区

種 類	排出方法	収集・運搬	収集形態	処分方法	
家庭生活に伴って排出される廃棄物	燃やすごみ	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出	週2回ステーション収集	市（委託）	焼却
	紙おむつ類	透明又は半透明袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出	週2回ステーション収集	市（委託）	焼却
		北見市廃棄物処理場に設置している収集ボックスにて収集。			
	燃やさないごみ	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出（指定ごみ袋に入らないものはごみ処理券を貼ってステーションに排出）	月2回ステーション収集	市（委託）	破碎・選別後、埋立（金属類は資源化、可燃物は焼却）
	資源ごみ	品目ごとに透明又は半透明の袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出。紙類は種類ごとに紐で縛る。	週1回ステーション収集（プラスチック製容器包装は別の曜日に収集）	市（委託）	資源化施設で選別後、再生利用
		古着・古布及び使用済み小型家電は、市の施設に設置している回収ボックスにて回収。			
有害ごみ	透明又は半透明の袋で種類ごとに分けて、午前8時30分までにステーションに排出	燃やすまたは燃やさないごみの日ステーション収集	市（委託）	専用容器に保管後、処分委託（乾電池・蛍光灯）その他は分別回収後、品目ごとに処理	
粗大ごみ	電話申込みし、指定ごみ処理券を貼って戸別収集（随時）		市（委託）	破碎・選別後、埋立（金属類は資源化、可燃物は焼却、再利用可能なものは資源化）	
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、許可業者に収集運搬を委託する。			焼却
	燃やさないごみ				破碎・選別後、埋立（金属類は資源化、可燃物は焼却）
	資源ごみ				資源化施設で選別後、再生利用
	粗大ごみ				破碎・選別後、焼却・埋立
し尿	委託による戸別収集（計画収集及び随時収集）			下水道投入 （スクラムミックスセンター投入後、浄化センターで処理）	
浄化槽汚泥	許可業者による収集				

※ 上記の表中にある許可業者とは、「6. 排出及び処理方法（7）許可業者」に掲げる者をいう。

(2) 端野自治区

種	類	排出方法	収集方法	収集形態	処分方法
家庭生活に伴って排出される廃棄物	燃やすご	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出	週2回ステーション収集	市(委託)	焼却
	紙おむつ類	透明又は半透明袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出 北見市廃棄物処理場に設置している収集ボックスにて収集。	週2回ステーション収集	市(委託)	焼却
	燃やさないご	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出。 (指定ごみ袋に入らないものはごみ処理券を貼って、ステーションに排出)	週1回ステーション収集	市(委託)	破碎・選別後、埋立 (金属類は資源化、可燃物は焼却)
	資源ご	品目ごとに透明又は半透明の袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出。紙類は種類ごとに紐で縛る。 古着・古布及び使用済み小型家電は、市の施設に設置している回収ボックスにて回収。	週1回ステーション収集 (プラスチック製容器包装・ペットボトルは別の曜日に収集)	市(委託)	資源化施設で選別後再生利用
	有害ご	透明又は半透明の袋 (蛍光管・電球は購入したときのケース)で種類(乾電池・蛍光管、電球、水銀体温計、ライター、スプレー缶、可燃性液体等の空容器)ごとに分けて、午前8時30分までにステーションに排出	週1回 (燃やさないごみ収集日) ステーション収集	市(委託)	専用容器に保管後、処分委託(乾電池・蛍光管) その他は分別回収後、品目ごとに処理
	粗大ご	電話申込みし、指定ごみ処理券を貼って戸別収集(月1回)		市(委託)	破碎・選別後、埋立 (金属類は資源化、可燃物は焼却)
事業系一般廃棄物	燃やすご	事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、許可業者に収集運搬を委託する。			焼却
	燃やさないご				破碎・選別後、埋立 (金属類は資源化、可燃物は焼却)
	資源ご				資源化施設で選別後再生利用
	粗大ご				破碎・選別後、焼却・埋立
し尿	許可業者による戸別収集				下水道投入 (スクラムミックスセンター投入後、浄化センターで処理)
浄化槽汚泥	許可業者による収集				

※ 上記の表中にある許可業者とは、「6. 排出及び処理方法(7) 許可業者」に掲げる者をいう。

(3) 常呂自治区

種	類	排出方法	収集方法	収集形態	処分方法	
家庭生活に伴って排出される廃棄物	燃やすみご	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出	週1回ステーション収集	市(委託)	焼却	
	紙おむつ類	透明又は半透明袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出	週1回ステーション収集	市(委託)	焼却	
		北見市廃棄物処理場に設置している収集ボックスにて収集。				
	燃やさないみご	指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出。 (指定ごみ袋に入らないものはごみ処理券を貼って、ステーションに排出)	週1回ステーション収集 (岐阜・共立・豊川・富丘・福山・日吉のみ月1回)	市(委託)	破碎・選別後、埋立 (金属類は資源化)	
	資ご	源み	品目ごとに透明又は半透明の袋に入れ、午前8時30分までにステーションに排出。紙類は種類ごとに紐で縛る。	週1回ステーション収集	市(委託)	資源化施設で選別後再生利用
			古着・古布及び使用済み小型家電は、市の施設に設置している回収ボックスにて回収。			
有ご	害み	透明又は半透明の袋(蛍光管・電球は購入したときのケース)で種類(乾電池・蛍光管、電球、水銀体温計、ライター、スプレー缶、可燃性液体等の空容器)ごとに分けて、午前8時30分までにステーションに排出	週1回ステーション収集	市(委託)	専用容器に保管後、処分委託(乾電池・蛍光管) その他は分別回収後、品目ごとに処理	
		粗ご	大み	電話申込みし、指定ごみ処理券を貼って戸別収集(月1回)	市(委託)	破碎・選別後、埋立 (金属類は資源化)
事業系一般廃棄物	燃やすみご	事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、許可業者に収集運搬を委託する。			焼却	
	燃やさないみご				破碎・選別後、埋立	
	資ご				資源化施設で選別後再生利用	
	粗ご				破碎・選別後、埋立	
し	尿	委託による戸別収集(計画収集及び随時収集)			下水道投入 (スクラムミックスセンター投入後、浄化センターで処理)	
	浄化槽汚泥	許可業者による収集			下水道投入 (スクラムミックスセンター投入後、浄化センターで処理するほか、常呂終末処理場で処理)	

※ 上記の表中にある許可業者とは、「6. 排出及び処理方法(7) 許可業者」に掲げる者をいう。

(4) 留辺蘂自治区

種類	排出方法	収集方法	収集形態	処分方法	
家庭生活に伴って排出される廃棄物	燃やすみご	指定ごみ袋に入れ、午前8時までにステーションに排出	週2回ステーション収集	市(委託)	焼却
	紙おむつ類	透明又は半透明袋に入れ、午前8時までにステーションに排出	週2回ステーション収集	市(委託)	焼却
		北見市廃棄物処理場に設置している収集ボックスにて収集。			
	燃やさないご	指定ごみ袋に入れ、午前8時までにステーションに排出。(指定ごみ袋に入らないものはごみ処理券を貼ってステーションに排出)	月2回ステーション収集	市(委託)	埋立 (木類は資源化)
	資ご	品目ごとに透明又は半透明の袋に入れ午前8時までにステーションに排出。紙類は種類ごとに紐で縛る。また、紙製容器包装についてはティッシュ箱より大きいものを紐で縛る。	月2回ステーション収集 (プラスチック製容器包装・紙製容器包装は別の曜日に収集)	市(委託)	資源化施設で選別後再生利用
		古着・古布及び使用済み小型家電は、市の施設に設置している回収ボックスにて回収。			
有害ご	害み	透明又は半透明の袋(蛍光灯・電球は購入したときのケース)で種類(乾電池・蛍光灯、水銀体温計、ライター、スプレー缶、可燃性液体等の空容器)ごとに分けて、午前8時までにステーションに排出	乾電池・蛍光灯、電球、水銀体温計 月2回ステーション収集	市(委託)	専用容器に保管後、処分委託(乾電池・蛍光灯) その他は分別回収後、品目ごとに処理
			ライター スプレー缶 可燃性液体等の空容器 週2回ステーション収集		
粗ご	大み	電話申込みし、指定ごみ処理券を貼って戸別収集(月1回)		市(委託)	埋立 (木類、金属類は資源化)
事業系一般廃棄物	燃やすみご	事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、許可業者に収集運搬を委託する。			焼却
	燃やさないご				埋立 (木類は資源化)
	資ご				資源化施設で選別後再生利用
	粗ご				埋立 (木類は資源化)
し尿	許可業者による戸別収集			下水道投入 (スクラムミックスセンター投入後、浄化センターで処理)	
浄化槽汚泥	許可業者による収集				

※ 上記の表中にある許可業者とは、「6. 排出及び処理方法(7) 許可業者」に掲げる者をいう。

(5) 市民の協力義務等

- ① ごみの排出は、決められた収集日の当日とし、決められた時間・場所へ出すこと。また、市の定める排出方法によること。
- ② ごみの飛散や流出及び悪臭が発生しないように排出すること。
- ③ 市が指定する排出禁止物及び処理不適物は排出しないこと。
- ④ 塗料、接着剤、化学薬品等については、乾燥、中和等の措置をしてから出すこと。
ただし、揮発性の高いシンナー・ベンジン・アルコール、ホワイトガソリン、油性ニス等の空容器は「有害ごみ」として排出すること。

(6) 事業者の協力義務等

- ① 事業系一般廃棄物を処理するときは、ごみの種類ごとに分別すること。
- ② 市の定める排出方法によること。

(7) 許可業者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく許可業者であって、家庭系・事業系一般廃棄物またはし尿・浄化槽汚泥を収集運搬するもの)

①北見自治区

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）・事業系一般廃棄物

第1号 (株) エース・クリーン

第2号 (株) ホクカイ

第3号 北見商業クリーン (株)

し尿・浄化槽汚泥

第1号 (株) エース・クリーン

第2号 (株) ホクカイ (浄化槽汚泥を除く)

②端野自治区

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）・事業系一般廃棄物

第73号 (有) 小田商店

し尿・浄化槽汚泥

第86号 (有) 訓子府運送社

③常呂自治区

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）・事業系一般廃棄物

第74号 (有) 常呂清掃センター

し尿・浄化槽汚泥

第60号 道東地方環境整備興発 (株)

第61号 企業組合サンアイ

第62号 (株) 網走衛生センター

④留辺蘂自治区

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）・事業系一般廃棄物

第64号 (株) 遠藤

し尿・浄化槽汚泥

第63号 (有) 羽生清掃舎

7. 排出禁止物及び処理不適物

(「北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例」第16条、同施行規則第7条)

(1) 市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分の際して支障がある次に掲げるもの

- ① 有毒性の物
- ② 危険性のある物
- ③ 引火性のある物
- ④ 著しく悪臭を発する物
- ⑤ 収集、運搬又は処分をするための器材を著しく汚損し、又は損壊するおそれのある物
- ⑥ 感染性のある物
- ⑦ 家電リサイクル法に基づく物
- ⑧ 資源有効利用促進法等に基づき広域処理されている物
- ⑨ 自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの対象物

これらは、北見市で処理できない廃棄物なので、市民又は事業者が専門処理業者へ処理を依頼し、適正な処理を図っていく。

(2) 排出禁止物及び処理不適物の品目の例示

区 分	品 目 の 例 示
1. 有毒性の物 (硫酸、塩酸、その他の強酸、強アルカリ、毒性の強い物質を含むもの)	・劇物・毒物に分類される農薬、薬品、その他毒性物質が混入しているもの
2. 危険性のある物 (火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの)	・火薬 ・ガスボンベ
3. 引火性のある物 (引火性の強いもの及び火気のあるもの)	・塗料(例～ペンキ) ・溶剤(例～シンナー、ベンジン) ・揮発油類(例～ガソリン・軽油・灯油) ・火災の恐れのある燃え殻
4. 著しく悪臭を発する物	・し尿として処理すべき糞尿など
5. 収集、運搬又は処分をするための器材を著しく汚損し、又は損壊するおそれのある物	・ピアノ等 ・抜根、伐採木等(受入基準に適合しない物) ・その他、大きさ、重さ、構造、材質等により収集運搬、処分が困難なもの
6. 感染性のある物 (医療関係機関〔病院、診療所、衛生研究所、介護老人保健施設等〕から排出される血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含むもの、又はその恐れのあるもの)及び在宅医療における感染性の恐れがあるもの・注射針・その他鋭利なもの	感染性一般廃棄物 ・手術等に伴って発生する病理廃棄物(臓器、組織等) ・血液が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等) 在宅医療一般廃棄物 ・在宅医療で使用された注射針等の鋭利なもの
7. 家電リサイクル法に基づく物	・エアコン、テレビ(ブラウン管・プラズマ・液晶)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
8. 資源有効利用促進法など法令に基づき処理されている廃棄物	・タイヤ ・バッテリー ・消火器
9. 自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの対象物	・自動車の主要部品等 ・オートバイ

8. 処理施設における廃棄物の受入基準

(「北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例」施行規則第8条)

- (1) 排出基準に従い分別がされているほか、「7 排出禁止物及び処理不適物」に規定する排出禁止の廃棄物を除去してあること。
- (2) 焼却処理又は破碎処理をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものについては、それ以外のものと分別してあること。
- (3) 「燃やすごみ」にあつては、焼却処理に支障がないものであること。最大の辺又は径を30センチメートル以下に破碎又は切断してあること。
- (4) 「燃やさないごみ」にあつては、最大の辺又は径を1メートル以下に破碎又は切断してあること。
- (5) 「資源ごみ」にあつては、品目別に分別してあること。

9. 許可業者が行う一般廃棄物の処理

(1) 市が収集運搬しない一般廃棄物で許可業者が収集運搬する物

種 類	処分先
事業系一般廃棄物 (燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみ)	自治区の区域内で発生する一般廃棄物は、その発生した自治区にある施設(「10. 処理施設」で掲げる施設)に搬入・処理するものとする。ただし、「燃やすごみ」は北見自治区の焼却施設へ搬入し、処理するものとする。あわせて、端野自治区の燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみは北見市廃棄物処理場で処理するものとする。
家庭系一般廃棄物 (一時多量ごみ)	同上
抜根・伐採木等 (市の処理施設の受入基準に適合しない物)	一般廃棄物処分業許可業者
家電リサイクル法に基づく物	家電リサイクル法に基づく指定引取場所
エゾシカ・熊の死体	化製場
浄化槽汚泥、洗浄を伴うし尿及び流し水	北見地区スクラムミックセンター 北見市浄化センター
常呂自治区で発生する浄化槽汚泥	常呂終末処理場

(2) 市が処理しない一般廃棄物で許可業者が処理する物

種 類	処分先
抜根・伐採木等 (市の処理施設の受入基準に適合しない物)	一般廃棄物処分業許可業者
すき取り物 (土砂と草・草根の混合物)	一般廃棄物処分業許可業者
家電リサイクル法に基づく物	家電リサイクル法に基づく指定引取場所

10. 処理施設

(1) ごみ処理施設

①北見自治区の処理施設

焼却施設	施設名	北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）
	所在地	北見市大和298番地12
	処理能力	165 t/日（55 t/日×3炉） 全連続燃焼方式 流動床式焼却炉
破碎施設	施設名	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）
	所在地	北見市大和298番地12
	処理能力	65 t /5h
資源化施設	施設名	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）
	所在地	北見市大和298番地12
	処理能力	30 t /5h
	施設名	北見市プラスチック処理センター
	所在地	北見市昭和186番地7
	処理能力	14 t /7h
選別方式	機械選別・手選別、破袋・圧縮	
最終処分場	施設名	北見市廃棄物処理場（北見市最終処分場）
	所在地	北見市大和298番地1
	埋立容量	275,300m ³ ※拡張工事完了後（残余容量 90,900m ³ ）
	施設名	北見市廃棄物処理場（昭和埋立処分場）
	所在地	北見市昭和187番地2
埋立容量	3,943,000m ³ （残余容量 110,610m ³ ）	
受入時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から12月まで 午前8時から午後6時まで ・ 1月から3月まで 午前9時から午後5時まで 	
休日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日） 	

※残余容量は令和3年6月末現在

②常呂自治区の処理施設

破碎施設 ・ 資源化施設	施設名	北見市常呂町一般廃棄物処理センター（北見市常呂町ストックヤード）
	所在地	網走市字能取216番地
	処理能力	破碎処理能力 10 t /5h
		ペットボトル・プラスチック 油圧120kg/h 発泡スチロール・トレイ 65～100kg/h 缶 500kg/h
最終処分場	施設名	北見市常呂町一般廃棄物処理センター（北見市常呂町一般廃棄物最終処分場）
	所在地	網走市字能取216番地
	埋立容量	58,857m ³ ※一期と二期の合計（残余容量 21,385m ³ ）
受入時間		・午前9時から午後5時（土曜日にあつては、正午）まで
休日		・毎月の第2土曜日 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※残余容量は令和3年5月末現在

③留辺蘂自治区の処理施設

資源化 施設	施設名	北見市留辺蘂町リサイクルセンター
	所在地	北見市留辺蘂町旭中央32番地1
	処理能力	ペットボトル 100kg/h
		アルミ缶 70kg/h
		スチール缶 250kg/h
		発泡スチロール・トレイ 20kg/h
受入時間	・午前9時から午後5時まで	
休日	・資源ごみの収集日を除く祝日、土・日曜日、 年末年始（12月29日～1月3日）	
最終 処分場	施設名	北見市外2町一般廃棄物最終処分場
	所在地	北見市留辺蘂町富岡177番地1
	埋立容量	87,900m ³ （残余容量 44,148.8m ³ ）
	受入時間	・午前10時から午後5時まで
	休日	・日曜日、年末年始（12月31日～1月4日）

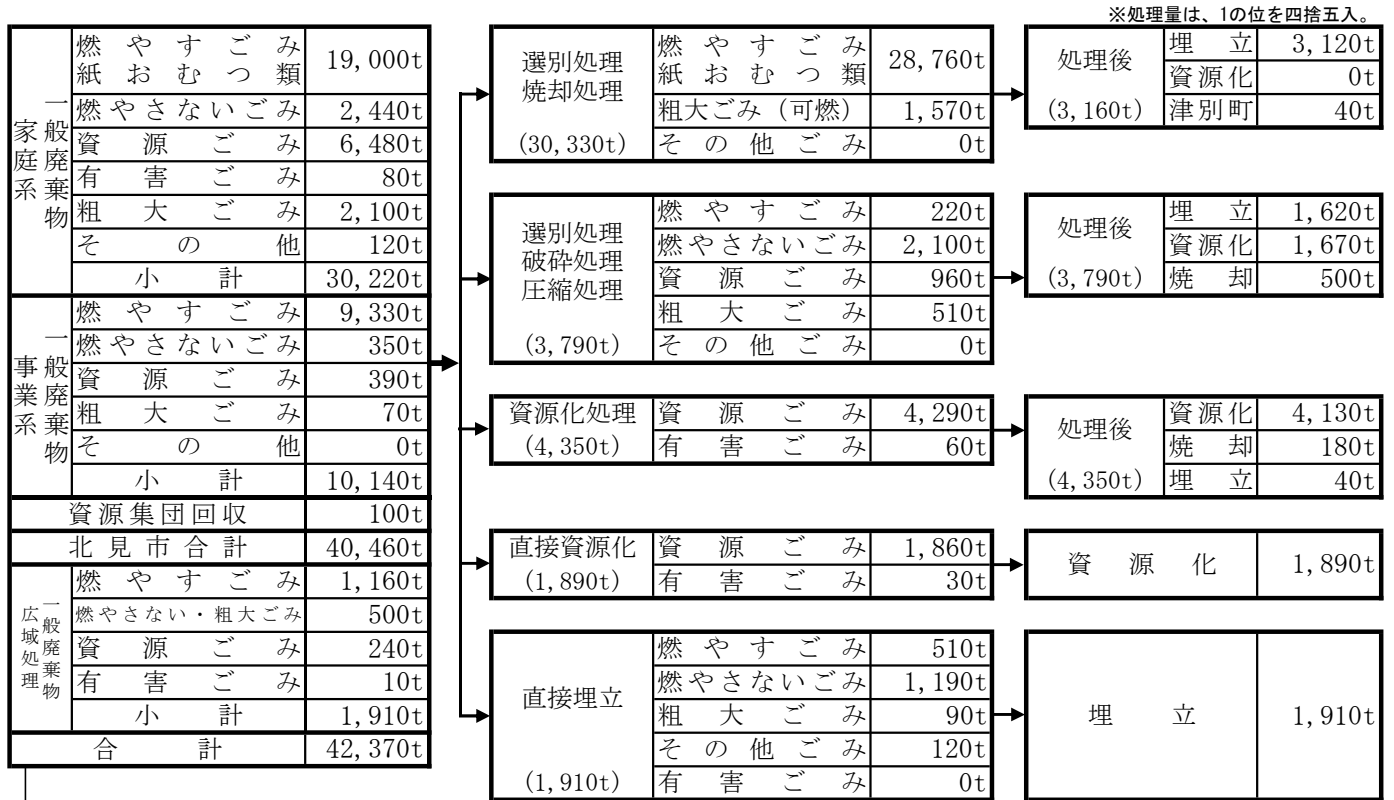
※残余容量は令和3年11月末現在

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

施設名	北見市浄化センター	
所在地	北見市春光町6丁目8番35号	
処理能力	69,700m ³ /日	
郊外型 投入施設 (前処理施設)	北見地区スクラムミックスセンター 北見市端野町三区773番地1 一時貯留槽696m ³	
施設名	端野町下水道管理センター	
所在地	北見市端野町二区604番地	
処理能力	1,600m ³ /日	
施設名	常呂終末処理場	
所在地	北見市常呂町字土佐68番地1	
処理能力	1,200m ³ /日	
施設名	栄浦終末処理場	
所在地	北見市常呂町字栄浦	
処理能力	600m ³ /日	
施設名	留辺蘂町下水道管理センター	
所在地	北見市留辺蘂町泉343番地	
処理能力	3,200m ³ /日	
受入時間	午前9時から午後5時まで	
休日	・ 祝日、土・日曜日、 年末年始(12月29日～1月3日)	

備考 搬入は、委託業者及び許可業者が行う。

11. ごみ処理計画(一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み)



広域処理について

- 訓子府町・置戸町・津別町の燃やすごみ：北見市にある北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）で処理
- 訓子府町・置戸町の燃やさないごみ・粗大ごみ：北見市にある北見市外2町一般廃棄物最終処分場で処理
- 訓子府町・置戸町の資源ごみ：北見市にあるプラスチック処理センターと留辺蘂町リサイクルセンターで処理
- 訓子府町・置戸町・津別町の有害ごみ（スプレー缶）：北見市にある北見市リサイクルプラザで処理